

## 工事費等内訳書の取り扱いについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 12 条の規定に基づき、四日市港管理組合発注の工事において入札時に提出を求める工事費等内訳書（以下「工事費内訳書」という。）について、取り扱いを次のとおりとする。

### 1. 工事費内訳書の提出対象工事及び作成・提出方法

#### （1）工事費内訳書の提出対象工事

競争入札により行うすべての建設工事及び委託業務（以下「工事」という。）  
ただし、単価契約を除く。

#### （2）工事費内訳書の作成

入札参加希望者は、作成にあたって、原則、入札情報公開システムに添付されている工事費内訳書（入札時提出用）を使用するものとする。ただし、上記によらない場合は、別途指示する。

#### （3）工事費内訳書の提出方法

入札参加希望者は、電子入札の場合、四日市港管理組合電子調達運用基準に則り、工事費内訳書を提出するものとする。

ただし、入札主管課が紙入札とした場合は、紙媒体で提出するものとする。

### 2. 入札書の無効等

（1）提出のあった工事費内訳書が以下の各項目のいずれかに該当する者の入札書については、四日市港管理組合財務規則第 9 4 条により無効とする。

- ①工事費内訳書を提出しないとき
- ②工事費内訳書の金額と入札額が一致していないとき
- ③一括値引き、減額の項目が計上されているとき
- ④記載すべき項目が欠けているとき
- ⑤その他不備があるとき

（2）提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする。

### 3. 工事費内訳書の提出及び無効等の明示

（1） 1 の対象工事にあつては、工事費内訳書の提出を求める旨及び記載すべき項目を入札公告・入札条件に記載するものとする。

（2）工事費内訳書の不備による無効等の該当項目を入札公告・入札条件に明記するものとする。

### 4. 工事費内訳書の確認・審査について

（1）四日市港管理組合議会の議決に付すべき契約である工事

開札後、全ての入札参加業者の工事費内訳書についてその内容の確認・審査を行う。

(2) 上記以外の工事

落札候補者の工事費内訳書の内容の確認・審査を行う。

また、くじ引きにより落札候補者の決定を行う場合は、くじ引き後の落札候補者の工事費内訳書を審査する。

なお、落札候補者に競争参加資格が無いと認められる場合には、その者の入札書を無効とし、次順位者を落札候補者として審査するものとする。くじ引きにより落札候補者及び落札候補者となりうる順位を決定した場合も同様に、順次審査するものとする。

(3) 高落札率など、談合・連合等不正な行為の疑義がある場合

開札後、入札参加者全ての工事費内訳書の確認・審査を行うこととし、談合等の疑義を把握した場合は、四日市港管理組合建設工事等談合対応マニュアルによるものとする。

(4) その他

①落札者を決定した後に落札者以外の参加者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

②工事費内訳書の差し替え、再提出は認めない。

③工事費内訳書の不備で入札が無効になっても、談合等不正な行為が確認できなければ、資格（指名）停止措置は行わない。

5. 工事費内訳書の審査基準について

(1) 4に定める内容の審査基準については以下のとおりとする。

① 工事費内訳書を提出しないとき

工事費内訳書が提出されているかを確認する。

② 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないとき

工事費内訳書の合計金額（工事価格）と入札金額（税抜）の整合を確認する。  
（消費税額は、審査の対象外とする）

③ 一括値引き、減額の項目が計上されているとき

内訳の項目として、一括値引きの項目又はマイナス計上（スクラップ費を除く）の項目が設定されていないかを確認する。

端数処理を行う場合は、千円未満についてのみ認めることとし、千円以上の処理が確認される場合は一括値引きと判断する。

なお、端数処理の箇所についてはこれを問わないが、端数処理の合計が千円以上の場合は一括値引きと判断する。

④ 記載すべき項目が欠けているとき

発注者が事前に指定する項目（金額等）が記載されているかを確認する。

なお、建設工事においては、記載すべき項目に労務費、材料費、法定福利費の事業主負担額、建設業退職金共済制度の掛金、安全衛生経費を含む。

ただし、電子入札システムにより提出された場合は、記載すべき項目に、工事名・業者名・代表者名は含まない。

⑤ その他不備があるとき

工事費内訳書に記載の工事名と当該工事名と一致しない（電子入札を除く）。

内訳書に記載の計算が整合しない。

など。

附 則 この取扱いは平成28年4月1日から施行する。

附 則 この取扱いは令和2年7月15日から施行する。

附 則 この取扱いは令和8年1月1日から施行する。

附 則 この取扱いは令和8年6月1日から施行する。ただし5.(1)④なお書きの規定は、令和8年7月1日から施行する。